

リスクは、非GMと同等、もしくはそれ以下である。過去7年にわたり大量のGM食品が消費されているが、事故例はない。急性毒性や亜急性毒性では、問題ないと結論して良い。子孫への影響についても、GM食品が非GM以上にリスクが大きいことを現在の科学では証明することは出来ない。

現在承認されているGM食品は安全性の点で問題がないと考えられるが、それ故に今後作られる全てのGM食品が安全であるとは言えない。遺伝子組み換え技術は新規な技術であり、使い方によっては予期せぬものが作られる可能性があるため、そのリスク評価は個々の食品で慎重に行わなければならない。

【遺伝資源プロジェクト研究】
特別研究会報告要旨（2003年7月30日）

生物資源アクセスと利益配分の 国際制度と事例 —— OECD の研究事例 ——

（三菱総合研究所）林 希一郎

この報告では、(1) ABS (Access and Benefit Sharing, 遺伝資源へのアクセスと利益配分) とは何か、(2) ABS 規制の国際的整備状況、(3) ABS 契約事例 (13 事例) の3点について紹介する。

第1につき、遺伝資源利用から生じる利益の一部を遺伝資源原産国へ配分することは、生物の多様性に関する条約（以下 CBD）の第3番目の目的である。CBD 発効以前はオープンアクセスであった。先進国企業などは、主として開発途上国にある遺伝資源を獲得しそれを利用した研究開発から商業的利益を得たが、その利益が遺伝資源原産国に還元されることはなく、南北間の経済格差は拡大していった。しかし CBD 発効以後は、遺伝資源原産国は遺伝資源利用国から、金銭的・非金銭的な利益配分を受けることとなり、これにより南側の生物多様性の保全活動の強化や、経

済の南北間格差の縮小という期待が持てるようになった。しかし ABS の具体的な実施方法は現在も国際交渉の重要課題であり、CBD のボンガイドライン合意（2002）、ヨハネスブルクサミットにおける法的拘束力のある ABS の国際レジーム交渉への合意（2002）、FAO の食料農業植物遺伝資源条約（以下 IT）合意（2001）があるほか、UPOV（植物の新品種の保護に関する国際条約）、WTO・TRIPs 協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）、WIPO（世界知的所有権機関）といった国際フォーラムでも議論が続いている。

第2につき、ABS 規制へのアプローチには、(1) 遺伝資源アクセス規制法制度的アプローチ（このための独立法によるフィリピンなど、CBD 関連法によるコスタリカなど）、(2) 地域協定的アプローチ（アンデス協定など）、(3) 既存の法体系での対応（一般環境関連法で対応するケニアなど、自然保護関連法で対応するメキシコなど）といったパターンがある（国際的には、前述のボンガイドラインや IT が規制している）。これらの利益配分規定をみると、詳細に利益配分項目を規定しているものとそうでないもの、また利益の範囲を広く規定しているものとそうでないものがある。しかしいずれも、金銭的利益配分を具体的に規定するものは少ない（なお、金銭的利益から、生物多様性保全のための資金にイヤーマーケティングする事例もある）。知的所有権については、特許申請時の事前承認や明細書への記載を求めるものがある。

第3につき、13 事例を分析したところ、(1) 契約当事国（遺伝資源提供国と利用国が同一か否か）、(2) プロジェクト目的（地域科学者の訓練や地域社会への貢献なども目指す「統合型」か、バイオプロスペクティングに焦点を当てた「非統合型」か）、(3) 遺伝資源活用目的（医薬品開発、農業など）といった切り口で分類できた。事例の種類や目的によって利害関係者は異なるが、個々の利害関係者は ABS 契約で特定事項または役割を果たし、利益配分も利害関係者の果たす役割に応じて定まる。利益の内容についてみると、金銭的利益ではロイヤルティー支払を求めるもの、非金銭的利益では研究開発成果の共有

およびプロフェッショナルな関係の構築を求めるものが、それぞれ 100 % (13 例) と高く、逆に研究資金や合併事業を求めるものの割合は 10 % 強と低かった。金銭的利益配分については、短期的なもの (アクセス料)、中期的なもの (給料、研究資金)、長期的なもの (ロイヤルティー支払い、ライセンス料) といった整理ができる。(文責 山本昭夫)

【危機管理プロジェクト研究】
特別研究会報告要旨 (2003 年 8 月 1 日)

リスクコミュニケーションの思想と技術

(甲子園大学) 木下 富雄

リスクの伝統的な定義は、「生命の安全や健康、資産や環境に、危険や傷害など望ましくない事象を発生させる確率、ないしは期待損失」である。リスクは災害や危険そのものではなくその可能性のこと、つまり不確定な事象に対する対応についての考え方ということである。「虎穴に入らずんば虎児を得ず」の諺通り、リスクには危険性とともに関係とかがチャレンジングの意味が含まれている。

リスクコミュニケーション (RC) とは、対象の持つリスクに関する情報を、生産者、消費者、流通業者、行政、地域住民、研究者などリスクに関係する人々 (ステークホルダー) に対して開示することをいう。これは対象の持つポジティブな側面だけではなく、ネガティブな側面についての情報も公正に伝えることを意味している。また RC は、一方向的なプロパガンダではなく、ステークホルダーの間で双方向的なコミュニケーションが行われること、それを通じて関係者が共考しうる土台を作ることを目的としている。人文・社会科学にも技術があり、RC はその一つである。

リスク分析には、リスク測定、リスク評価、リスクマネジメントなどさまざまな要素が含まれるが、RC もその一つとして位置づけられる。送り手からは、リスク評価で発見され

た事実や、リスクマネジメントの決定事項の基礎などを説明する過程であり、受け手からはリスクの認知や受容、対抗案の提示などがなされて、両者の情報が交換される過程である。RC の背後には思想や価値観の裏付けがある。それは一言でいえば民主主義の思想であり、法律用語でいえば「公民権」「自己決定権」「知る権利」などである。具体的には男女平等、人種平等、製造物責任、インフォームドコンセント、情報公開などの思想と共通の基盤を持つ。

RC の効果を左右する要因の第 1 は送り手側の要因であり、その中でも送り手の信頼性が決め手である。第 2 は受け手側の要因であり、具体的には受け手の価値観、性格、知識量、認知バイアス、感情バイアス、それに性別、年齢、職業などが関係する。第 3 はメッセージ側の要因であり、メッセージ内容の表現法、平易さ、ことに専門用語や確率的表現の難しさなどが関係する。第 4 は媒体側の要因であり、使われるメディアがマスメディアかパーソナルメディアか、またインターネットかなどによってその効果は異なる。第 5 はリスク対象側にある要因であり、リスク対象のイメージや災害の性質によって効果は異なる。ことに災害が反復されると、RC そのものが困難となる。アメリカの環境保護局は、RC に関して次の七つの基本原則を述べている。すなわち、地域住民・市民団体を正当なパートナーとして受け入れ連帯せよ、コミュニケーションの方法を注意深く立案し、そのプロセスについて評価せよ、人々の声に耳を傾けよ、正直、率直、オープンであれ、他の信頼できる人々や機関と協調、協同せよ、マスメディアの要望を理解して応えよ、いたわりの気持ちを持ちつつ明瞭に話せ。

科学技術などのリスクについてその許容度を市民に対して正面から聞くと、ゼロリスクを求める声が強い。しかしこれは多分にタテマエないし願望であって、市民はゼロリスクを本当に信じているわけではない。経験法則によると、市民の許容リスクは 10 のマイナス 5 乗が境目であることが知られている。この値は、火災死や溺死のリスクである。